

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正
の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
(1)	背景	
(2)	議定書の下における規制の強化	
2	改正の受諾の意義	四
3	改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	四
4	早期国会承認が求められる理由	五
二	改正の内容	五
1	議定書の改正	五
2	改正と平成十一年（千九百九十九年）の改正との関係	七
3	気候変動に関する国際連合枠組条約及び同条約の京都議定書との関係	七
4	効力発生	八
5	暫定的適用	八
三	改正の実施のための国内措置	八
(参 考)		九

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 背景

(ア) 地球を取り巻くオゾン層は、生物に有害な影響を与える紫外線の大部分を吸収しているが、オゾンは、塩素等により破壊される。冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄剤、スプレーの噴射剤等として広く使用されているフロン、消火剤として利用されているハロン等の物質は、大気中に放出されると成層圏に達し、塩素等を放出する結果、オゾン層を破壊してしまう。

(イ) 昭和五十年頃より行われてきたこのような指摘を踏まえ、昭和六十年（千九百八十五年）三月二十二日に、オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組みを設定する「オゾン層の保護のためのウィーン条約」（以下「条約」という。昭和六十三年（千九百八十八年）十二月二十九日に我が国について効力発生）が、また、昭和六十二年（千九百八十七年）九月十六日に、条約の下で、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し当該物質の生産、消費及び貿易を規制して人の健康及び環境を保護するための「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（以下「議定書」という。昭和六十四年（千九百八十九年）一月一日に我が国について効力発生）が、それぞれ採択された。条約及び議定書の締約国は、平成三十年（二千十八年）二月一日現在、我が国を含め、百九十七箇国である。

(2) 議定書の下における規制の強化

(ア) 議定書の作成後、その締約国の間で、オゾン層の破壊状況及び規制措置につき更に検討を行ったところ、オゾン層の破壊が予想以上に進んでいることが判明し、平成二年（千九百九十年）六月のロンドン会合、平成四年（千九百九十二年）十一月のコペンハーゲン会合、平成七年（千九百九十五年）十二月のウィーン会合、平成九年（千九百九十七年）九月のモントリオール会合、平成十一年（千九百九十九年）十二月の北京会合及び平成十九年（二千七年）九月のモントリオール会合においてオゾン層を破壊する物質に対する規則措置の強化が図られた。

(イ) 議定書の下における規制措置の強化（議定書の広義の改正）は、新たな規制物質の追加等を行う「改正」（狭義）及び既存の規制物質の規制スケジュールの前倒し等を行う「調整」の二つの方法で行われ、前者は新たな国際約束の締結、後者はいわゆる

機関決定（締約国の三分の二の多数決で採択され、全ての締約国を拘束する。）の形で行われてきた。

(ウ) 議定書の下における規制措置を実施する過程において、オゾン層を破壊する物質の主要な代替物質としてハイドロフルオロカーボン（HFC）が開発され、その使用が増加した。HFCは、オゾン層を破壊する物質ではないが、高い温室効果を有することから、平成二十一年（二千九十九年）以降、締約国の間で、HFCの生産、消費等の規制の必要性につき議論が行われ、平成二十八年（二千十六年）十月のキガリ会合においてこの改正が採択された。

（第二回） ロンドン会合 （平成二年（千九百九十年）六月二十七—二十九日）	調 整 （平成二年（千九百九十年）六月二十九日決定） 改 正 平成二年（千九百九十年）六月二十九日採択 平成三年（千九百九十年）三月二十六日国会承認 平成四年（千九百九十二年）八月十日効力発生 平成四年（千九百九十二年）八月十日我が国について効力発生	附属書Aの規制物質（フロン五種、ハロン三種）の規制スケジュールの前倒し ① 附属書B（規制物質としてフロン十種、四塩化炭素及びメチルクロロホルムを掲げる。）の追加及びその規制措置を規定 ② 附属書C（過渡的物質としてハイドロクロロフルオロカーボン（HFC）を掲げる。）の追加及びその監視を規定
（第四回） コペンハーゲン会合 （平成四年（千九百九十二年）十一月二十三—二十五日）	調 整 （平成四年（千九百九十二年）十一月二十五日決定） 改 正 平成四年（千九百九十二年）十一月二十五日採択 平成六年（千九百九十四年）六月十四日効力発生 平成六年（千九百九十四年）十二月二日国会承認 平成七年（千九百九十五年）三月二十日我が国につ	附属書A及び附属書Bの規制物質の規制スケジュールの前倒し ① 附属書CのHFCを規制物質に改め、同附属書にハイドロプロモフルオロカーボン（HFC）を追加し、その規制措置を規定 ② 附属書E（規制物質として臭化メチルを掲げる。）の追加及びその規制措置を規定

	(第七回) ウィーン会合 (平成七年(千九百九十五年)十二月五日―七日)	(平成七年(千九百九十五年)十二月七日決定)	調 整	いて効力発生
(第九回) モントリオール会合 (平成九年(千九百九十七年)九月十五日―十七日)	(平成九年(千九百九十七年)九月十七日決定)	調 整	改 正 平成九年(千九百九十七年)九月十七日採択 平成十一年(千九百九十九年)十一月十日効力発生 平成十四年(二千二年)七月二十五日国会承認 平成十四年(二千二年)十一月二十八日我が国について効力発生	附属書Eの規制物質の規制措置を追加
(第十一回) 北京会合 (平成十一年(千九百九十九年)十一月二十九日―十二月三日)	(平成十一年(千九百九十九年)十二月三日決定)	調 整	改 正 平成十一年(千九百九十九年)十二月三日採択 平成十四年(二千二年)二月二十五日効力発生	①附属書CのグループIの規制物質の規制措置を追加 ②附属書Cにプロモクロロメタンを追加し、

	平成十四年（二千二年）七月二十五日国会承認 平成十四年（二千二年）十一月二十八日我が国について効力発生	その規制措置を規定
（第十九回） モントリオール会合 （平成十九年（二千七年）九月十七―二十一日）	調 整 （平成十九年（二千七年）九月二十一日決定）	附属書CのグループIの規制物質の規制スケジュールの前倒し
（第二十八回） キガリ会合 （平成二十八年（二千十六年）十月十一―十五日）	改 正 平成二十八年（二千十六年）十月十五日採択	附属書F（規制物質としてHFCを掲げる。）の追加及びその規制措置を規定

2 改正の受諾の意義

この改正は、オゾン層を破壊する物質の代替物質として使用が増大した高い温室効果を有するHFCを、議定書の下で、生産、消費等の規制及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質に追加すること等を目的とするものである。我が国がこの改正を受諾することは、地球温暖化を防止するための国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正を受諾することにより我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 平成三十一年（二千十九年）一月一日以降、附属書Fに掲げる規制物質であるHFCの生産量及び消費量が基準値を超えないこ

とを確保すること。

(2) この改正の非締約国とのHFCの貿易を規制すること。

(3) HFCであつて、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施すること。

(4) HFCの種類ごとの自国の年間生産量、破壊量、貿易量等に関する統計資料を事務局に提出すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この改正の効力発生の要件である二十箇国以上の締約国が既にこの改正を締結済みであり、この改正は、平成三十一年（二十九年）一月一日に効力を生ずるため、地球温暖化を防止するための国際協力を推進し、我が国が地球温暖化対策に一層積極的に貢献する姿勢を国際社会に示す見地からも、この改正を早期に受諾することが望ましい。

二 改正の内容

この改正は、議定書の改正に関する第一条、平成十一年（千九百九十九年）の改正との関係に関する第二条、気候変動に関する国際連合枠組条約及び同条約の京都議定書との関係に関する第三条、この改正の効力発生に関する第四条並びにこの改正の暫定的適用に関する第五条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 議定書の改正（括弧内の条文番号は、改正後の議定書における条文番号を指す。）

(1) 新たな規制措置の設定（第二条のJ）

(ア) 締約国は、附属書Fに掲げる規制物質（十八種類のHFC）の消費量及び生産量の算定値（各規制物質が有する温室効果の度合いを考慮して算出した値）を次のとおり規制する。

(a) 消費量の算定値については、次の(i)と(ii)とを加えた値に対して次の表に定める比率を超えないこと。

(i) 附属書Fに掲げる規制物質の平成二十三年（二十一年）から平成二十五年（二十三年）までの各年の消費量の算定値の平均値

(ii) 附属書CのグループIに属する規制物質（HFC）の消費量の算定値（附属書AのグループIに属する規制物質の平成

元年（千九百八十九年）における消費量の算定値の二・八パーセントと附属書CのグループIに属する規制物質の平成元年（千九百八十九年）における消費量の算定値との和）の十五パーセント

(b) 生産量の算定値については、次の(i)と(ii)とを加えた値に対して次の表に定める比率を超えないこと。

(i) 附属書Fに掲げる規制物質の平成二十三年（二十一年）から平成二十五年（二十三年）までの各年の生産量の算定値の平均値

(ii) 附属書CのグループIに属する規制物質（H C F C）の生産量の算定値（①附属書CのグループIに属する規制物質の平成元年（千九百八十九年）における消費量の算定値と附属書AのグループIに属する規制物質の平成元年（千九百八十九年）における消費量の算定値の二・八パーセントとの和及び②附属書CのグループIに属する規制物質の平成元年（千九百八十九年）における生産量の算定値と附属書AのグループIに属する規制物質の平成元年（千九百八十九年）における生産量の算定値の二・八パーセントとの和の平均値）の十五パーセント

規 制 の 期 間	規 制 の 内 容		
	消 費 量	生 産 量	規 則 の 特 例
平成三十一年（二十九年）から平成三十五年（二十三年）までの各一年間	九十パーセント	九十パーセント	適用が除外されるものとして合意された用途に関する生産量及び消費量については、適用しない。
平成三十六年（二十四年）から平成四十年（二十八年）までの各一年間	六十パーセント	六十パーセント	
平成四十一年（二十九年）から平成四十五年（二十三年）までの各一年間	三十パーセント	三十パーセント	

平成四十六年(二千三十四年)及び平成四十七年(二千三十五年)の各一年間	二十パーセント	二十パーセント	
平成四十八年(二千三十六年)以降の各一年間	十五パーセント	十五パーセント	

(イ) 締約国は、平成三十二年(二千二十年)一月一日からの各一年間に附属書CのグループIに属する規制物質又は附属書Fに掲げる規制物質を製造する各生産施設において発生し及び放出された附属書FのグループIIに属する規制物質が、実行可能な範囲において、締約国により承認された技術を用いてその放出と同一の十二箇月の期間内に破壊されることを確保する。

(ウ) 締約国は、附属書CのグループIに属する規制物質又は附属書Fに掲げる規制物質を生産する施設において発生した附属書FのグループIIに属する規制物質の破壊が、締約国により承認された技術によってのみ行われることを確保する。

(2) 非締約国との貿易規制(第四条)

(ア) 締約国は、非締約国からのHFCの輸入をこの規定の効力発生時から禁止する。

(イ) 締約国は、非締約国へのHFCの輸出をこの規定の効力発生時から禁止する。

(3) HFCに関する資料の提出の義務付け(第七条)

締約国は、HFCに関し、年間生産量、締約国により承認された技術によつて破壊された量、輸入量、輸出品、附属書FのグループIIに属する規制物質を発生させる施設ごとの年間放出量等についての統計資料を事務局に提出する。

2 改正と平成十一年(千九百九十九年)の改正との関係

平成十一年(千九百九十九年)の改正の締約国である場合又はこの改正と同時に同年の改正の締約国となる場合を除き、いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、この改正の締約国となることができない。

3 気候変動に関する国際連合枠組条約及び同条約の京都議定書との関係

この改正は、気候変動に関する国際連合枠組条約及び同条約の京都議定書に定める約束の範囲からHFCを除外する効果を有することを意図するものではない。

4 効力発生

(1) この改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によるこの改正の批准書、受諾書又は承認書の寄託を条件として、平成三十一年（二千十九年）一月一日に効力を生ずる。

(2) 議定書第四条（非締約国との貿易の規制）の変更は、議定書の締約国である七十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によるこの改正の批准書、受諾書又は承認書の寄託を条件として、平成四十五年（二千三十三年）一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

5 暫定的適用

締約国は、この改正が自国について効力を生ずる前はいつでも、議定書第二条のJに定める規制措置及びこれに対応する議定書第七条に定める報告に関する義務について暫定的に適用することを宣言することができる。

三 改正の実施のための国内措置

1 この改正の実施のために、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。

2 この改正の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十八年十月十五日 キガリにおいて採択
 - 2 効力発生 平成三十年二月一日現在 未発効（議定書の締約国である二十以上の国の批准書、受諾書又は承認書の寄託を条件として、平成三十一年一月一日に効力を生ずる。）
 - 3 締約国 平成三十年二月一日現在 二十四箇国
オーストラリア、カナダ、チリ、コモロ、コートジボワール、エクアドル、フィンランド、ドイツ、ラオス、ルクセンブルク、マラウイ、モルディブ、マリ、マーシャル、ミクロネシア、北朝鮮（*）、ノルウェー、パラオ、ルワンダ、スロバキア、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、ツバル、英国
- （*我が国は、国家として承認していない。）

